

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社柳沢建設
秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯15－10

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 12 月 20 日 ～ 令和 6 年 1 月 30 日 （ 6 週間）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

株式会社柳沢建設は、秋田県鹿角市発注の「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」において、虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを発注者に提出したため、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年10月30日、建設業許可部局である秋田県知事から営業停止処分（7日間）を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内